

令和7年度EMS機器導入助成事業要領

令和7年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）がEMS機器を導入する場合の費用の一部を助成することで、その導入を促進し、もって、安全運転の励行と環境改善に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる機器

次の（１）～（２）の条件を満たす機器とする。

- （１） 別紙「対象機器一覧表（EMS機器）」に記載された機器（協会のホームページで確認のこと）。
- （２） 会員が、令和7年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和8年2月25日までの間に事業用貨物自動車に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く。）。

4 助成件数

1会員あたり車両保有台数（令和7年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（15台を上限）。

5 助成金額

- （１） 機器1台の2分の1の額（千円未満切捨て、1台ごとに計算）とし、1台当たり40,000円を限度とする。
- （２） 機器1台の内容は、機器本体・取付部品・メモリーカード等及び車に取り付ける際の費用（消費税等は除く。）をいう。

6 申請期間

令和7年5月1日から令和8年2月25日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 18,500,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「令和7年度EMS・ドライブレコーダー機器導入助成事業実施報告書（助成金申請書）」に、必要な書類を添付して、協会宛に郵送等又は持参により提出する。

9 助成金の返還

- （１） 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （２） 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 機器の処分制限

機器導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 導入方法は「機器購入」・「新車装着」、導入に当たっての支払方法は「買取り（一括、割賦）」・「リース」、のいずれの方法でもよい。
- (2) ドライブレコーダー機能を有した一体型機器を導入した場合、協会が行うドライブレコーダー助成金との併用は妨げない。